

師
曰
曰
子

五月十七日來藏

大正十年五月十七日

內閣書記官



通信大臣官房祕書課長宛

回
答

本年三月二十三日官祕甲第九九八號照會
刑事々件ニ関シ告訴若ハ告発セラレタル
官吏ニ関スル件了承右ハ起訴猶

豫ノ處分アリタル場合ニ於テハ復職
ヲ命スヘキモノト認メ候

大正十年五月十三日

法制局



内閣書記官御中

回答

刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタル
官吏ニ關スル件

起訴猶豫ノ處分アリタル場合ニ於テハ
復職ヲ命スヘキ儀ト思考ス

法制局前議寫

別紙逋信大臣官房秘書課長照會ノ趣旨ハ刑事事件ニ關シ告訴又ハ告發セラレタル爲メ起訴前文官分限令第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタル者起訴猶豫トナリタルトキハ何時ヲ以テ復職スルヤト謂フニ在リ
案スルニ本件ハ大体三ヶノ論點ヲ有スルカ如ク先ツ第一點トシテハ起訴前休職ヲ命セラレタル者ノ休職期間ハ休職ヲ命セラレタル時ニ始マルモノニシテ其ノ事件ノ未タ裁判所ニ繫属セサル間モ亦休職期間中ナリヤ即チ文官分限令第十一條第二項ニ所謂裁判所

ノ意義ハ檢事局ヲモ包含スルヤ否ヤノ問題ヲ有シ
第二ニ事件カ裁判所ニ繫属セサルニ至リタルトキハ
復職ヲ命シテ始メテ復職スルモノナリヤ又ハ當然ニ復
職スルモノナリヤノ點ニ疑存スルモノアリ第三ニ起訴
猶豫トナリタルモノ、復職ノ時期如何ノ問題ヲ有ス
今第一點ニ付キ考究スルニ其ノ裁判所ノ意義ハ裁判
所構成法刑事訴訟法等ニ所謂裁判所トハ異リ檢
事局ヲモ包含スルモノト解セサルヘカラスハ文官分限
令第十條第一項第二號ニハ休職ヲ命シ得ヘキ場合ト
シテ刑事事件ニ関シ告訴若ハ告發セラレタルトキトアリ

テ起訴セラレタルト規定セラレサルカ故ニ起訴後ハ
勿論起訴前ト雖告訴若ハ告發アリテ起訴セラ
ルヘキコト確實ト認メラル、場合ニ於テハ休職ヲ命シ
得ヘク休職ヲ命シタル以上休職期間中ニ包含セサ
ル休職ハ之ヲ觀念スルコト能ハサルカ故ニ第十一條第
二項ニ休職期間ハ裁判所ニ繫属中トアルモ該裁
判所ノ意義ハ廣ク檢事局ヲモ包含スルモノト解セ
サルヘカラス次ニ第二ノ點タル當然ニ復職スルヤ又ハ
復職ヲ命シテ始メテ復職スルモノナリヤノ點ニ付キテ
之ヲ觀ルニ文官分限令第十條第一項第三號及第四

號ニ依リ休職ヲ命セラレタルモノニ對シテハ何時ニテモ復職ヲ命スルコトヲ得ヘク而シテ休職期間満期トナリタルトキハ當然退官トナルコトヲ定ムルモ刑事事件ノ爲メ休職トナリタル者ニ對シテハ此ノ如キ規定ノ存スルコトナク其ノ休職期間ハ事件ノ裁判所ニ繫属中ト規定スルノミナルヲ以テ文字上ヨリ解釋スルトキハ繫属セサルニ至リタルトキハ當然ニ復職スルモノト解スヘキカ如シト雖休職トナリタル者ハ官制上ノ定員外ナルカ故ニ休職ヲ命シタル後定員ヲ補充セル場合モアルヘク當然ニ復職スルモノトナスヨリハ寧ロ復職ヲ命シテ後復

職スルモノト解スル方實際ノ取扱ニ合致シ穩當ナリト認メラル最後ニ其ノ復職ヲ命スヘキ時期如何ノ問題ニ付キ之ヲ考察スルニ其ノ復職ヲ命スヘキ時期ハ宣告ノ結果現官ヲ失フコト無クシテ該事件カ檢事局ニモ裁判所ニモ繫属セサルニ至リタルトキナラサルヘカラス而シテ起訴猶豫ノ處分ヲ受ケタル者ハ猶豫トナリタル後新ナル原因發生セサル限りハ全ク起訴セラレサルニ至ルモノナルヲ以テ最早事件ハ終結シテ檢事局ニ繫属セサルニ至リタルモノナレハ起訴猶豫トナリタル場合ハ復職ヲ命スヘキモノト思

料ス仍テ前議ヲ添ヘ左案ノ如ク回答相成可然ト
認ム

通九 四月五日

官祕甲第九九八號 照會
大正十年三月十三日

本件ノ因ミ貴局ヨリ見至急
通知致度
法務省

付箋

刑事々件ニ関シ文官令限令第十一條第一項第二號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ノ休職期間ハ同條第二項ニ依リ事件ノ裁判所ニ繫属中ト有之候処右裁判所ノ意義

料ス仍テ前議ヲ添ヘ左案ノ如ク回答相成可然ト
認ム

通九

四月五日

官祕甲第九九八號

照會

大正十年三月廿三日

逋信大臣官房祕書課長

内閣書記官殿

刑事々件ニ關シ告訴若ハ
告發セラレタル官吏ニ關スル件

刑事々件ニ關シ文官令限令第十一條第一項第二號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ノ休職期間ハ同條第二項ニ依リ事件ノ裁判所ニ繫屬中ト有之候処右裁判所ノ意義

期間満了は
起訴猶豫ハ
猶豫

明瞭ヲ缺キ居リ候モ檢事局ヲ包含スルモノ
ト解シ檢事局ニ於テ當該事件ヲ不起訴
處分ニ付シタルトキハ豫審免訴ノ決定ト同様
ノ取扱ヲ為シ差支無之義ト存候モ當該
事件ヲ起訴猶豫ノ處分ニ付シタル場合
右休職者ハ何時ヲ以テ復職スルモノト為スヘキヤ
起訴猶豫ノ期間ハ概ネ公表セラレサルヲ例トシ又右
期間満了ノ日ヲ以テ復職スルモノトナスモ實際取
扱上甚シキ不便ヲ感スル次第ニ有之候ニ付
テハ右取扱方ニ関シ何分ノ義御回報相煩度候
追テ本件ハ目下差懸リタル事實問題モ有之候
ニ付至急御回報相成度候

閣下

五月三十日裁可

大正九年十二月二十日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 子以

法制局長官

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

農商務大臣

鐵道大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

鐵道大臣

奏任文官及判任文官ノ優遇ニ關スル
件起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定
セラレ可然ト認ム

勅令案

法制局